

令和3年度前期アーバンデザインスクール第5回実績報告書

1. 開催日時

令和3年10月13日（水） 18時30分～20時00分

参加人数: UDCBK での視聴: 2名、オンライン: 15名=計17名

※オンライン会議システムとUDCBKのオープンスペースでの視聴を併用

2. テーマ

「都市景観をマネジメントする」

- 令和元年度アーバンデザインスクール（前期）『アーバンデザイン講座』の講師が再び登壇し、多角的な視点からアーバンデザインについてさらに深く学んでいく全5回シリーズ「アーバンデザインの探求」の第5回目である。
- 第5回目の本スクールでは、講師の遠藤新氏に話題提供いただきながら、及川清昭氏（UDCBKセンター長、立命館大学理工学部特命教授）のコーディネートのもと、現代の都市に求められる機能や美しさの多面性を考えながら、人間にとって魅力的な場所をつくる、というアーバンデザインの根底にある普遍的な価値について展望していく。

3. 話題提供者

- 遠藤 新 氏
工学院大学 建築学部 教授



4. 話題の概要

遠藤氏による講演

ア. 「景観」とは何か?

- 景観とは、見る人のある特定の視点を意識してバランスのよい構図をつくることである。一方、風景とは、見る人の視点を意識していないものであるが、全体のまとまり感をつくることで景観ができる。景観のコントロールはこのように幅広い概念となる。
- 風景・景観のデザインにおいては、視点場からの視対象（例えば、日本庭園における庭）や背景（借景としての山並み）の見え方とバランスを検討しておく。景観のコントロールとは、このような庭園の概念を発展させたものとも言える。

イ. 景観には奥行きがある（距離の違いによって景観の解像度は変わる）

- 遠景、中景、近景という三つの概念がある。
近景：手を触れる程の距離にあり、素材感が分かり、細部まで見える視対象がつくる景観。例えば、公園にいる人々など。
中景：視点場から離れた距離にあり、個々の要素が群として捉えられる視対象がつくる景観。例えば、公園の奥にある林（樹木の集まりとして認識）など。
遠景：視点場から離れた距離にあり、眺め全体の背景を構成する視対象がつくる景観。例えば、高層ビル群が形成するスカイラインなど。

ウ. 眺望景観のコントロール

（眺望景観に対する価値認識は古くから都市の規範となってきた）

- モニュメントを守り、モニュメントに対する眺望を守る。
例：ボルチモア：ワシントンモニュメントの高さを超えて建物を建てないという条例が1904年に制定された。
例：フィラデルフィア：市役所のドーム頂部にあるウィリアム・ペン（まちを計画した人物）の像の高さを超える建物を建てないという不文律があった（80年代から90年代にかけての再開発を受けて、現在は、破られてしまっている）。
- 保護したい景観に対して、その阻害要因の発生を排除するよう規制をかける。一般的には行政が主体となって行う計画や調整を指して、眺望景観のコントロールと言う。
- コントロールする対象は、視点場、視点、視対象、背景である。
- ヨーロッパのまちには、総合的な風景計画のようなものが存在し、歴史的な美しいまち並み景観をしっかりと保全していくという伝統がある。例えば、ロンドンは、都心部の開発は進めているけれども、景観の保全ということは意識的、戦略的に行っている（いくつかの視点場からセントポール大聖堂やウェストミンスター、ビッグベンが見えるかどうかなどをコントロールする）。

エ. 「景観の保護」をめぐる様々な論点

- 景観を保護する目的は何か? 何を守るのか? という点を議論する必要がある。景観の文化的価値とは何か、景観を守ることで都市開発に伴う経済的な価値向上の足かせになる問題はどうかなど、考えていくべき点は多い。
- まちの歴史的なシンボル(例えば、大聖堂など)が眺望できることは市民にとって誇らしいことではあるが、そういった景観保護と経済活動のバランスを取っていくことも重要である。一方、そのバランスを誰が決めていくのかなど難しい問題もある。
- 例えば、パリでは、ヒューズ規制によって建物の高さが抑えられ、視点場の移動も考慮されており、細かな点まで眺望景観が保護されている。このようにヨーロッパの主要な都市では、かなりの努力とそれを裏付ける歴史によって、現在の景観が成り立っている。

オ. 日本における景観コントロールの展開

- 1960年代から70年代のまち並みの保存運動に端を発し、その後は歴史的市街地を対象とした景観条例へと展開(金沢、倉敷、高山、京都、等)していった。
- 歴史的なまち並みが見られない大都市部においても、魅力ある景観づくりを目的とした景観条例が制定された。神戸市の都市景観条例(1978年)を皮切りに1980年代には全国自治体へと展開していった。
- 70年代から80年代には、行政は建築確認に紐付けて、景観をコントロールしていたこともあった。その後、景観を巡る様々な訴訟問題等の発生や国の観光立国といった政策推進などが背景となり、2004年に景観法が制定された。これにより、法手続に即した自治体の景観条例に法的拘束力が加わった。ここでは、視点場が意識された景観というよりは、民間開発等のデザインをコントロールして都市全体の風景・景観としての調和を生み出すことが意識されている。
- 景観法に基づき、自治体などの景観行政団体が定める良好な景観の形成に関するための、景観計画を策定できるようになり、景観コントロールに実行力が伴うようになった。
- 景観計画では、都市全体をいくつかのエリアやゾーンに分けて、目指していく内容を計画の中にまとめている。また、より強力で景観を保護したいときには、景観地区という場所を指定することもできる。
- 京都や金沢といった歴史的な地区では、まち並みの認識に対してあまり振れ幅があるものではないが、一般の都市の市街地においては、それなりの緩さを持った基準でなければ成り立たない。

カ. 景観形成を推進するための協議(海外では「デザイン・レビュー (design review)」)

- 開発許可や建築確認等に先だって行政と事業者の間で行われる建築や構造物等のデザイン（形態意匠ほか）に関する協議を行い、景観をコントロールしていく。
- 一般に、事業者による窓口相談等の後、事前協議（景観像のガイドライン等と照合、場合によっては、まちの景観アドバイザーなどとのすり合わせ）、届出、本協議・審査、承認等の手続きが行政によって定められている。

キ. 景観形成の指針となる「デザイン・ガイドライン (design guideline)」

- 都市によって、開発に当たっての具体的なデザイン、空間イメージ、あるいは寸法や素材、色彩などの詳細を決めたガイドラインがある。
- 一般的には、ガイドラインは厳しい規制として用いるよりも、できる限り具体的なイメージを示しつつ、緩やかに誘導する方法として用いる（＝デザイン指針、景観形成指針とも言われる）。
- 海外では、米国西海岸などでは、ガイドラインが発達しており、協議の場であるデザイン・レビューで時間をかけて審査することになっている。例えば、米国のポートランドでは、担当のスタッフが現地を見に行き、現在の計画案に対する課題をレポートし、その内容をもとに協議を進めていく。

ク. 協議を通じた景観形成において重要なこと

- 全ての場所に対して規制をかけていくことは時間的にもマンパワー的にも難しい。よって、特別な場所では、より詳細に景観を審査していくが、一般の市街地では、都市全体を対象とした好ましい景観の姿を示す「緩やかな指針」になる。
- 良好な景観形成のための重要な視点が二つあり、一つは、「プロセスの重要性」である。そもそも、良好な景観が何であり、何かが美しいかということは、個人の感覚においてそれぞれバラバラである。よって多様な価値観の中、市民的な議論を経て、合意形成を図っていくことが重要となる。良好な景観の美は、ヨーロッパや米国の例を見ても分かるように、歴史的な正統性が積み重ねられて今に至ったものである。
- 一方で、景観コントロールが行き過ぎて事業者の経済的損失が発生する場合がある。その際の訴訟リスクを回避する上でも、協議のプロセスが正しいものであったのかということは重要となってくる。
- もう一つの視点は、「デザインの重要性」である。都市の景観は、一つ一つの建築行為の積み重ねである。よって、一つでも質の低い建築が許容されると、それと同程度の内容を許容し続けることになってしまう。よって、最低限これはやっておかないと良好な景観にたどり着けないという基準を念頭に置きながら、それを実現するという必要がある。

ケ. 渋谷区景観計画（2011年）

- 渋谷区の場合は、景観アドバイザーという人が、その届け出前の事前協議の時に、届出対象となる案件を全部見て、ある程度のクオリティーを出すということを行っている。
- 年間およそ百件の計画を確認し、良好な景観づくりに努めている。
- 色彩や植栽、設備、駐車場・駐輪場など景観を保つ上で重要な観点であるが、とってつけたような修景ではなく、いかに良好な景観・デザインを創造するか、という基本思想のもとに設計を行っていくことが重要である。

5. 質疑応答

(1)Q: 事前協議の際の景観アドバイザー制度の利用が進む、あるいは、その制度の周知について何か良い方法はあるか。

A: やはり重要なのは、行政としてのやる気ということになると思う。実際、事業者に対して建築の設計変更を求めるとその場合の修景のコストを誰が負担するのか、という議論になる。その際、良好な景観の維持によって得られる市民の便益と事業者側の負担といったことについての交渉が求められる。そのことをしっかりと腹を据えてできる行政マンがいれば、アドバイザー制度や景観協議のようなことを、市民に対して周知できるのではないかと思う。そして、官民で景観をマネジメントできる、という実感を作っていくことが大切である。

(2)Q: 視点、視線、及び視対象をある程度発展した都市で設定する場合、やはり、歴史・文化から視対象を設定して市民と行政の合意を行うことになるのか。

A: 歴史的なものがあると、視点場が設定できると良好な景観について人々を説得しやすくなるが、一般の市街地には、そういった特別のものがない場合が多い。例えば、渋谷などが該当する。こういった場所では、やはり色彩や植栽、設備、駐車場・駐輪場といったポイントを組み合わせるというのが現実的だと考える。

(3)Q: 少し前、東京で有名な漫画家が奇抜なデザインの家を建てたが、これは芸術家個人の作品とも言える。そういった作品と景観の保全という関係をどのように考慮していけばよいか。

A: この場合、景観行政の観点から始めるのではなく、アートをどのようにとらえるかという問題になってくる。単に赤と白の色が景観計画の基準に合っていないから、もう少し色を落としてほしい、というような単純な問題ではない。例えば、同じことでも屋外広告の中であれば、自由に表現することは可能になる。それが建築物の外観としての議論になった瞬間、景観計画に合わせる必要が出てくる。やはり表現者と行政が、何を目指したいのか、ということをしつかりとコミュニケーションす

る必要がある。市民的な議論を経て、このまちにとっての都市美とは何かということとを議論していくことが重要である。

(4) Q: 草津、大津では、琵琶湖への眺望が大切だと思うが、意外と市民は重視していないように思う（例えば、マンションのバルコニーも琵琶湖向きではない）。今後、どのように意識を醸成すべきか。また、南草津は地区計画でセットバックしているが、その空間がうまく使われていない。どのようにすればよいか。

A: 一つ目について、まずは琵琶湖の周辺を調査して現状の景観はこうだ、ということとを、市民が議論できる材料を作るということがすごく大事なのではないかと思う。そこから議論を巻き起こしていくのが、UDCBKの大事な役割なのではないかと思う。二つ目について、景観法と都市計画法の関係で言えば、都市計画法の外に景観法というものができている。よって高さや形態の規制はあるが、あいまいな内容になっている。都市計画と景観と結び付けていくことが大切である。

6. まとめ

- 景観をコントロールしていくためには、良好な景観とは何かということについて、市民的な議論を経て合意を得るプロセスを積み重ねていくが必要になる。
- 歴史的な場所以外の多くの一般的な市街地では、多くの人々が納得できる良好な景観について合意に至ることは難しいが、全体的な風景や周囲との調和について一定の基準を設定することが大切である。
- 景観は市民や事業者のみならず様々な主体が関わるものであり、議論の場としてUDCBKが果たしていくべき役割を考えていきたい。

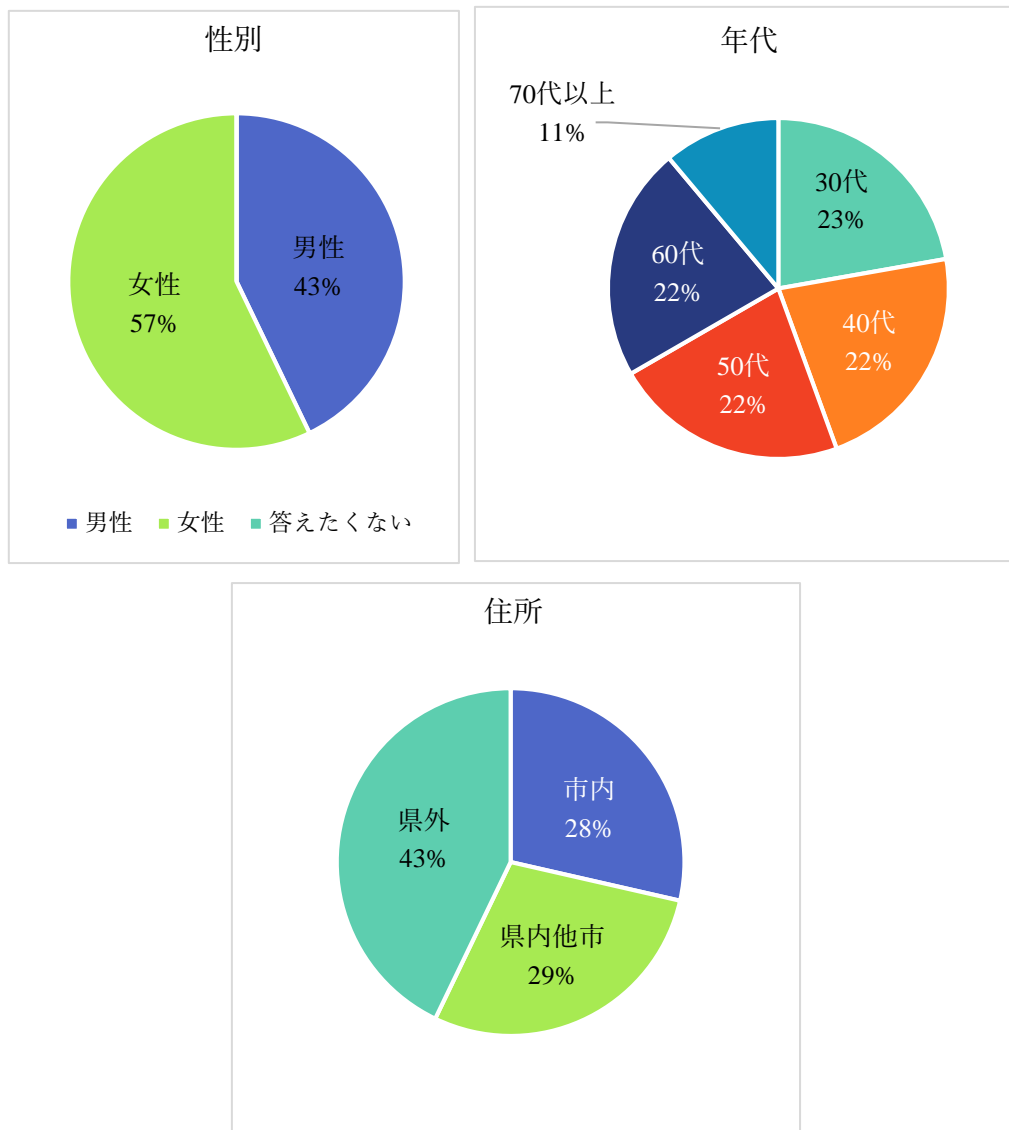
7. 令和3年度前期アーバンデザインスクールの修了者について

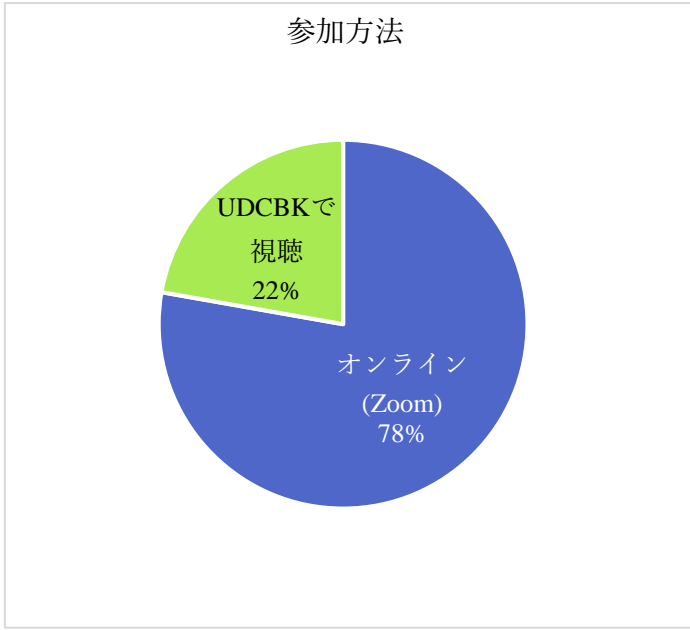
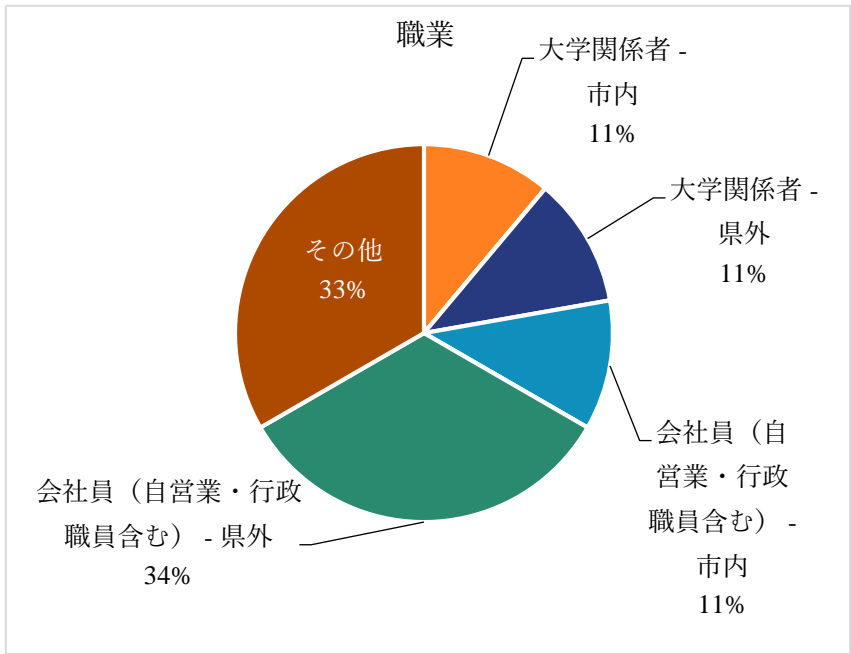
- 前期のスクールを修了（全5回の内、3回以上受講）されたのは16名の方で、オンライン上で及川センター長より修了証書が授与された。

7. アンケートまとめ

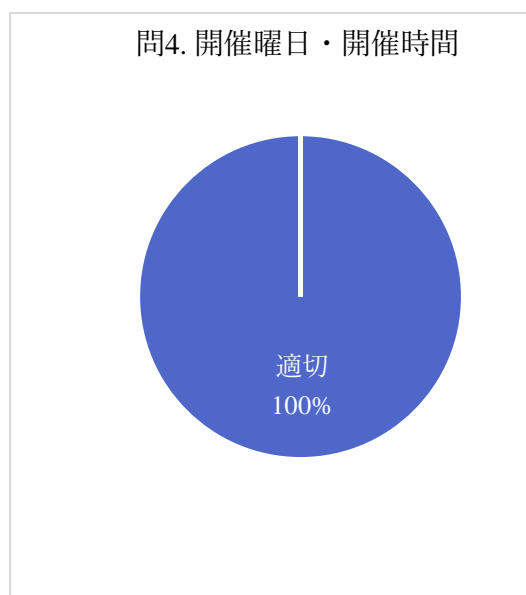
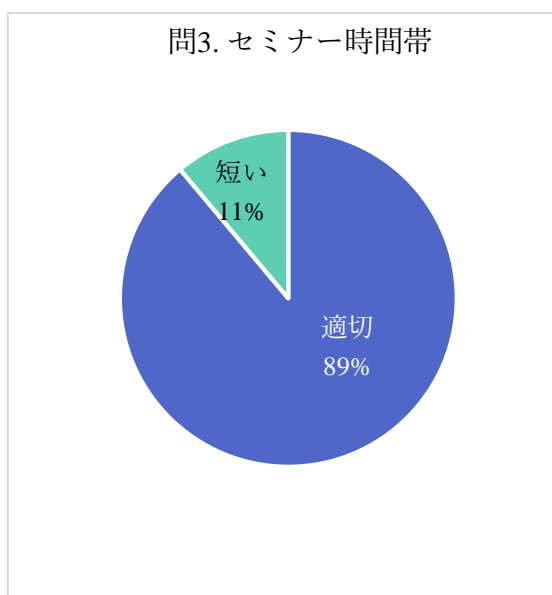
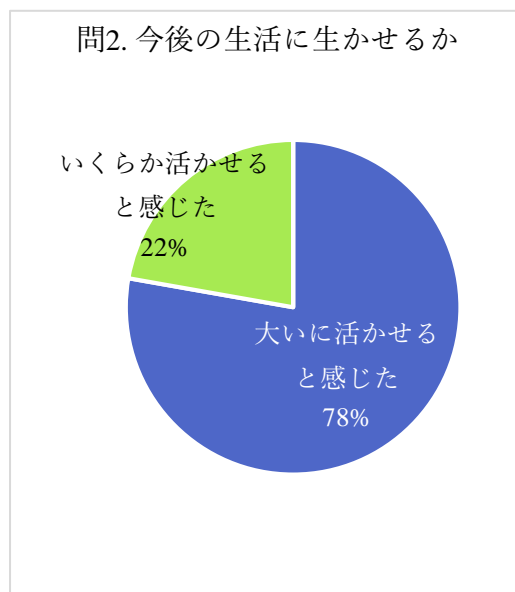
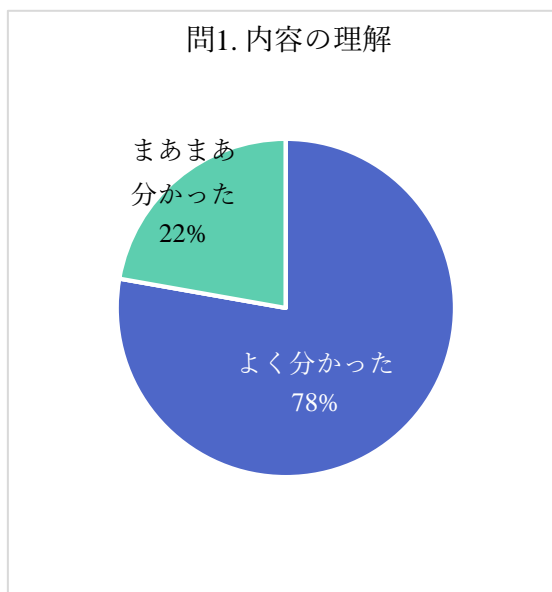
(1) 参加者属性

参加者 17 名のうち、アンケートに回答いただいた方は 9 名、回答率は 53% だった。





(2) 内容について



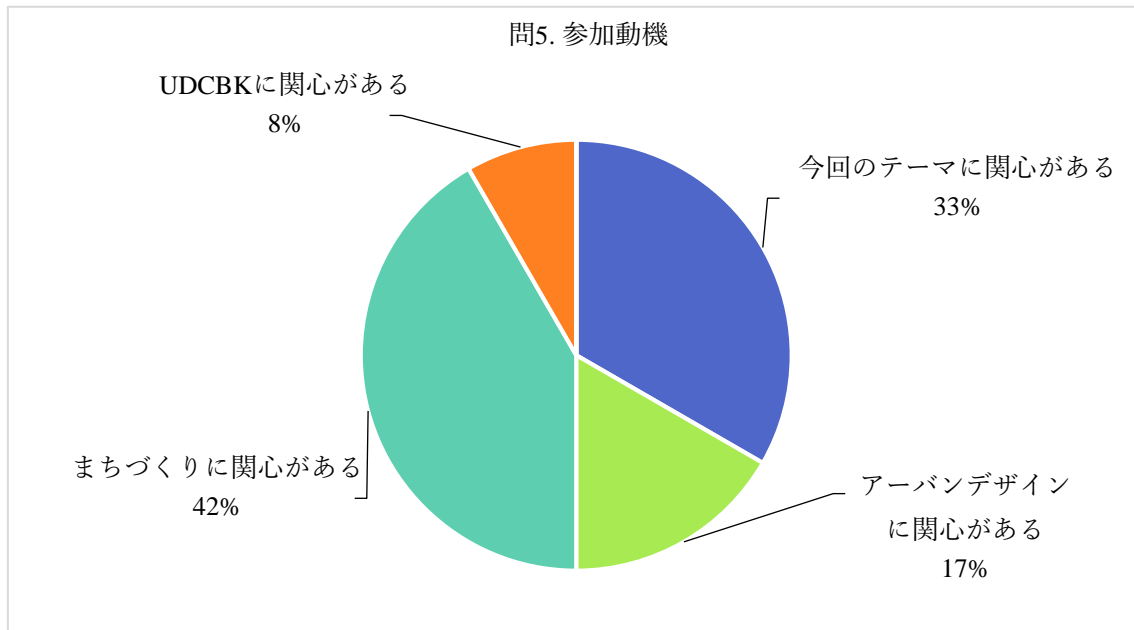
【自由記入欄回答】

問3. 時間はどうでしたか。

短い（適切な時間を記入ください）（2時間（今回に限って））（30代女性）

問4. 開催曜日、開催時間は適切でしたか。

回答なし



【自由記入欄回答】

問6. それぞれに関心のあるテーマについて御自由に記載ください。

- 地域包括ケアとまちづくり
- 旧東海道沿道や町中の歴史・文化
- コミュニティバスの運行と高齢者福祉・子育て支援等
- びわこ文化公園とともに楽しもう！ 夢と企画
- 草津市の市街化調整区域の今後について（60代男性）
- 後期のテーマである「子育てとまちづくり」
引越してこられる方の多いまちが、どう愛されるまちに将来にわたってなっていくことが出来るか。子育てに多くの多様な地域の大人たちが関わる事が出来るようになるか。どう展開するのかとても楽しみにになりました。（50代女性）
- 既存の駅前都市整備における最新の改善（再々開発）事例研究（50代男性）
- まちづくり全般に興味があります。特に、これから南草津エリアで具体的に進むまちづくりに、どんな形で、市民が参加できる仕組みが作られていくのか、作っていただけるのか、という事に関心を持っています。（60代女性）

【自由記入欄回答】

問7. 今回、印象に残ったこととその理由をお聞かせください。

- 渋谷のマンションの景観調整について。調整したことがスタンダード（最低基準）に

なるということ（40代女性）

- バスと徒歩で楽しめるフィラデルフィアは好きなまちのひとつです。4回訪問したことがあります。積雪 5cm 位の日、フィラデルフィア美術館から市役所迄歩いたことがあります。今日のセミナーでフィラデルフィアの都市計画・景観計画のすばらしさに思いを新たにしました。渋谷区の近況については貴重な現場のお話をいただき、大変勉強になりました。マンション対策については、別途、遠藤先生のセミナーを企画していただきたいと思います。また、景観計画の一般論を上手にご説明いただき更に勉強をすすめたいと思います。（60代男性）
- 多様な価値観をもった存在が丁寧に協議を重ねたプロセスが景観から見られるというのは、すごいことだと思いました。各地の事例をもっと知りたいです。フィラデルフィアの市庁舎タワー、階段を駆け上がるロッキーの姿、映画にもなる景観を守ってきた歴史はまさにシビックプライド！（50代女性）
- 今回の内容は市民向けとしてはかなり難しかったのではないかと思います。草津市ではまさに、重点エリアである草津駅前と南草津駅前における景観アドバイスをUDCが担っていけるようになり、その対価を開発事業者等から賄えると良いなあとと思いました。なお、改めてふと感じたのですが、スクールの内容程度に応じて初級、中級、上級コースなどに分けるなり、どういった方たちに向けて学んで欲しい内容か、戦略的に対象を位置づけても良いのではと思いました。また、修了証が手交されることに加え、次へのステップアップを意識できるような工夫をしても良いかもしれませんね。（50代男性）
- 京都市内の景観条例は、色彩や屋根形状・勾配の規定のほか、守るべき眺望景観（視対象、視点場）も多いので、（良い意味でも）厳しい制限だと思っていた。今回の遠藤先生の講義で、世界の「美しい」とされる都市も、かなり詳細な景観のルールが定められていることを初めて知り、やはり個が集まって作る都市景観には、詳細なルールを敷くこと（その理由も周知して）が不可欠なのではないかと思った。事前配布の資料も印刷して受講したので、より理解が深まった。ありがとうございました。（30代女性）
- 「景観の構図」と「景観事前協議」についてのお話が印象に残りました。印象に残った理由は、景観の構図、については、視点から見た景観の奥行やコントロールの考え方・とらえ方がとてもよく分かったという事、南草津エリアのまちづくりの方向を定める景観は何かと改めて考えさせられたから、というのが理由です。また「景観事前協議」については、どのような街にするかという協議は非常に重要だが、実際には、経済的な負担を負う可能性のある住民や事業者が、同じ方向を向くかは、大変難しいことなのだ、と考えさせられたからです。（60代女性）
- 経済活動と景観のバランスの取り方、人によってウェイトが違うので、コンセンサスを取るのが難しそうだなと思った。（30代男性）